

羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項 質疑回答

No.	質問内容	回答
1	<p>提案募集要項P5 7.応募条件(3) 応募者の資格                      ②応募者は、各種対策により対象設備エネルギー削減量を提案できる者であり削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることが出来る者とあること。ですが、                      →P20 17.LED防犯灯具仕様(2)⑤の電力会社申請時VAが10VA/灯又は、40VA/灯以下の防犯灯の仕様器具であれば保証措置を考えなくても宜しいですか。</p>	<p>・提案募集要項の仕様に基づく灯具を設置した場合でも、提案募集要項P4 3-(8)「検証手法」の提案内容によっては、保証措置を考慮して頂く場合があります。保証範囲なども含めご提案下さい。</p>
2	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ目                      3.事業者の行う業務範囲(7)本設備の維持管理・保証(無償修繕等)                      ④事業者は、本設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。                      【質問】保険について、加入する種類や保険範囲等の内容を事前に決めないと、条件が統一されないため、公平な評価に支障をきたすと考えますが、事前に、「どのような種類の保険に、どこまでの保険範囲(保険金額の設定等)で、保険に加入する前提で費用積算するか？」を、ご指示いただけますでしょうか。</p>	<p>・保険加入は、維持管理・保証業務の遂行に伴うリスクを分散して頂く目的でお願いするものです。事業者によってリスク分散の程度・範囲は異なることから、加入する保険の種類、付保範囲等も含めご提案下さい。</p>
3	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ及び13ページ目                      3.事業者の行う業務範囲(9)リース契約終了後の本設備の所有権の帰属                      リース契約終了後の、事業者の設置した本設備の所有権の帰属については、契約に基づき履行すること。                      12.提案書における提示条件(10)リース契約終了後の本設備の所有権の帰属について言及すること。                      【質問】2ページ目「3.事業者の行う業務範囲(3)防犯灯管理台帳システムの構築・データ更新③リース期間満了後の防犯灯管理台帳システムを使用する権利、所有権等は、本市に無償譲渡されるものとする。」と記載がありますが、LED防犯灯本体もこれと同じく、無償譲渡でしょうか？                      また、無償譲渡の場合ですが、リース期間中の固定資産税の納付義務は、契約業者側にはないとの理解でよいのか？</p>	<p>・LED防犯灯本体も無償譲渡の対象となります。リース期間中の固定資産税は不課税となります。</p>
4	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ目                      3.事業者の行う業務範囲(10)その他                      ②本事業開始後に新設するLED防犯灯及び開発行為の土地利用行為等にて原因者負担により新設されるLED防犯灯で本市に移管されるものについても、維持管理及び防犯灯管理台帳システムの登録の対象とすること。                      【質問】本数で何本程度を想定すればよいのか？また、本数が相応の数になる場合には、契約金額の変更(契約金額の増加)を要求・協議出来るか？</p>	<p>・事業開始後に新設するLED防犯灯及び開発行為等に伴う新設LED防犯灯数は、年度によって異なることから正確にお示しはできませんが、過去実績から推定するとそれぞれ以下の通りです。                      ①新設LED防犯灯 約60灯/年                      ②開発行為等に伴い移管されるLED防犯灯 約15灯/年                      ・なお、新設灯数が上記灯数を大幅に超過し、維持管理費の上昇を招くおそれがある場合は、提案募集要項P15 「予想されるリスクと責任分担-維持管理関連-維持管理費の上昇」の規定に基づき、事業者と増額の要否について協議致します。</p>

No.	質問内容	回答
5	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ目 3.事業者の行う業務範囲(10)その他 ③既設のLED防犯灯についても維持管理及び防犯灯管理台帳システムの登録の対象とすること。</p> <p>【質問】別途配布資料に記載があれば、それを確認しますが、既設のLED防犯灯に関する情報(種類や灯数等)を教えてください。</p>	<p>・既設のLED防犯灯は、約300灯です。消費電力別の灯数内訳等詳細については、配布資料に記載致します。</p>
6	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ目 6.優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール(予定) (2)協定書の締結 平成27年6月下旬 (3)リース契約の締結 平成27年9月下旬 (4)工事期間 平成27年9月下旬～平成27年12月中旬 (5)付帯サービス付きリース開始期日 平成28年1月1日(金) (6)リース料金発生時 契約に基づく本事業の対象となる市内防犯灯の全てがLED化した日以後の翌月から</p> <p>【質問】協定書とはどのような内容でしょうか？事前に様式やひながた文書を開示していただけますでしょうか。また、リース契約の契約約款を事前に開示していただけますでしょうか。</p>	<p>・現段階で、本市が想定している契約書案はありません。優先交渉権者との協議の中で契約内容を決定するため、お示しすることはできません。</p> <p>※なお、提案募集要項P4 6-(1)に記載の「優秀交渉権者」は、「優先交渉権者」の誤植であり、訂正致します。</p>
7	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ目 6.優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール(予定) (2)協定書の締結 平成27年6月下旬 (3)リース契約の締結 平成27年9月下旬 (4)工事期間 平成27年9月下旬～平成27年12月中旬 (5)付帯サービス付きリース開始期日 平成28年1月1日(金) (6)リース料金発生時 契約に基づく本事業の対象となる市内防犯灯の全てがLED化した日以後の翌月から</p> <p>【質問】協定書締結とリース契約締結の間が3ヶ月間空いているのは、詳細協議に時間が掛かるという理由によるものと思いますが、前倒しになれば、工事開始時期が早まるとの理解でよいか？また、リース料金のお支払は毎月支払いで、毎月定額でよいか？</p>	<p>・リース契約締結時期が早まった場合、工事開始時期も早まることとなります。</p> <p>・リース料金は毎月・定額払いを予定しております。</p>
8	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項4ページ目 6.優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール(予定) (5)付帯サービス付きリース開始期日 平成28年1月1日(金)</p> <p>【質問】リース期間開始にあたりまして、契約業者所定の物件借受証に、羽生市様の押印をいただけるものとの理解でよいか？</p>	<p>・協定書及びリース契約への押印となります。事業者所定様式への押印は原則として行いませんが、内容によっては協議に応じます。</p>

No.	質問内容	回答
9	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項5ページ目 7.応募条件(1)応募者の資格要件 ②グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。 ③参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。</p> <p>【質問】構成員は、おおまかに区分すると、メーカー、施工会社、リース会社の3つになると思いますが、そういう区分でよいのか？ (メーカーの役割を施工会社が担うこともあり得ると思いますが、おおまかなイメージとしての例示です) また、代表者は、メーカーでも、施工会社でも、特に問わないという理解でよいのか？ なお、構成員の範囲は元請までとして、下請負事業者又は協力事業者までは記載不要という理解でよいのか？</p>	<p>・各構成員の役割区分は、提案募集要項P5 7-(2)-①ア～エに記載の通りです(グループによって構成員の役割区分は異なる場合があるため、決まったイメージをお示しすることはできません)。 ・ご質問文中の「代表者」は「事業役割」のことを意味するものと思いますが、その場合、メーカーや施工会社などの業態より、「本市の対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うことができるか」という能力が問われることとなります。 ・構成員の範囲は、その企業が特定の役割を1社で担えるか否かにより異なります。元請として1社で担える場合は再委託先(下請負事業者等)まで含める必要はありません。</p>
10	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項5ページ目 7.応募条件(3)応募者の資格 なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。</p> <p>【質問】①～⑤について、構成員のうちの1社が要件を満たせば、グループとして満たすという理解でよいのか？ また、平成27・28年度羽生市競争入札参加資格者として名簿に記載されていることは必須ではないとの理解でよいのか？ (もし、平成27・28年度羽生市競争入札参加資格が必須の場合ですが、構成員のうちの1社が競争入札参加資格者として名簿に記載されていれば、グループとして満たすという理解でよいのか？)</p>	<p>・提案募集要項P5 7-(2)-②に記載の通り、事業役割の構成企業全体が本市に対し連帯責任を負うこととなりますので、原則として構成員全てが提案募集要項7-(3)の資格要件を満たす必要があります。 ・本市の競争入札参加資格については必須ではありません。</p>
11	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項5ページ目 7.応募条件(3)応募者の資格 ②応募者は、各種対策により対象設備のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。</p> <p>【質問】保証措置の意味を教えてください。金銭的な保証を指しているのか？ また、具体的に保証する範囲を事前に決めないと公平な評価に支障をきたすと考えますが、「例えば、こうなったら、どう保証する」といった指標を事前に開示していただかないと、積算にも影響が出るため、ガイドラインをお示し下さい。また、例えば、羽生市様の導入効果が保証された範囲に達しない場合に、毎月の付帯サービス付きリース料がその分減額されるといった条件が付きますか？</p>	<p>・本募集はプロポーザル方式となりますので、本事業の内容・目的に沿った企画・提案を、各事業者のノウハウに基づき行って下さい。保証措置の内容についても、想定される事態・保証範囲等も含めご提案下さい。</p>

No.	質問内容	回答
12	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項6ページ目 7.応募条件(3)応募者の資格 ⑤応募者は、地方公共団体等とのリース契約などの実績があり、契約実績を提出できること。</p> <p>【質問】リース契約の対象物件の種類を問わないという理解でよいか？また、契約書写しの提出でよいか？</p>	<p>・地方公共団体が行う防犯灯LED化事業に係わるリース契約実績となります。契約実績の提出の書式については、提案募集要項P10 10-(3)-ケをご参照下さい。なお、契約書の写しは提出する必要はありません。</p>
13	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項8ページ目 10.全体スケジュール(予定)(1)本事業は、次の日程(予定)で行う 7.プレゼンテーション</p> <p>【質問】プレゼンテーションですが、大体の発表時間と質疑応答時間を教えてください。また、以下を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加人数の上限人数(グループの場合にはグループ全体での上限人数)</li> <li>・プレゼンテーション時にご用意いただける機器</li> <li>・参加者が持ち込める機器</li> <li>・プレゼンテーション時に使用する資料は、提出済の提案書類そのものか？もしくは、別途、追加で任意の資料を使用してもよいか？</li> </ul>	<p>・参加人数の上限は4名とさせていただきます。</p> <p>・プレゼンテーション時間は45分(機器設置・接続時間の5分を含む)、質疑応答時間は15分を予定しております。</p> <p>・資料を映写する場合は、本市事務局でスクリーンのみ用意します。パソコン及びプロジェクターその他必要な備品は各事業者の持ち込みとなります。</p> <p>・プレゼンテーションで使用する資料は、自由書式と致します(提案書以外の資料の使用も可とします)。</p>
14	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項9ページ目 10.全体スケジュール(予定)(3)参加表明書及び資格確認書類の提出 ③参加表明時の提出書類 次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。</p> <p>【質問】ここで言うところの、正と副の違いは何でしょうか？</p>	<p>・正は、印鑑証明書の正本・商業登記簿の謄本・納税証明書の正本の添付が必要です(特定建設業の許可証明書や各資格者免許証等については写しで構いません)。</p> <p>・副は、全ての資料が複写可となり、正本を添付する必要はありません。</p> <p>・また、副本については、提案募集要項P17 15-(2)-①-イをご参照の上、ご対応下さい。</p>
15	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項9～10ページ目 10.全体スケジュール(予定)(3)参加表明書及び資格確認書類の提出 ③参加表明時の提出書類 《参加表明作成要領》</p> <p>【質問】グループで参加の場合は、ア～サのうち、「ウ、エ、オ、カ、キは構成員各社の分が必要」、「ク、ケ、コ、サは該当する構成員が提出する」という理解でよいか？</p>	<p>・ご認識の通りです。</p>

No.	質問内容	回答
16	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項10ページ目  10.全体スケジュール(予定)(3)参加表明書及び資格確認書類の提出  ③参加表明時の提出書類 《参加表明作成要領》  キ.会社概要  A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。  c.有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)  d.各役割の責任者業務実績表(様式第4号の4)</p> <p>【質問】グループで参加の場合は、該当する構成員が、c.有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)を提出することになりますが、よいか？  また、(様式第4号の4)各役割の責任者業務実績表における役割責任者は予定でもよいか？(現時点では決められないため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案募集要項P10 10-(3)-③-キ-c.有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)については、構成員各社の分の提出が必要となります。</li> <li>・様式第4号の4「各役割の責任者業務実績表」記載の責任者については、様式第4号の4および責任者免許証の写しを再提出して頂ければ、変更可能です。</li> </ul>
17	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項11ページ目  11.審査及び審査結果の通知(1)審査  なお、審査においては次の事項を重視する。  6)リース契約期間中において、本市が新たに設置する防犯灯の取り扱いについて管理・保証等の提案があること。</p> <p>【質問】新たに設置する防犯灯は本件契約期間中にどの程度の本数が見込まれますか？また、新たに設置する防犯灯が本件と同じようにリース契約になる場合には、そのリース事業者が新たに設置する防犯灯の管理・保証を行うのが筋だと思いますが、そついう提案でもよいか？  もしくは、新たに設置する防犯灯についても、本件契約者が、関連性の観点より優先的に、別途リース契約を行う、いわゆる随意契約のような契約を想定しているのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間中新たに設置するLED防犯灯の灯数については、質問No.4の回答をご参照下さい。</li> <li>・新たに設置する防犯灯の保守管理および保証については、提案募集要項P4 3-(10)-②に記載の通りです。</li> <li>・新たに設置する防犯灯については、その対応および契約方法等についてもご提案下さい。</li> </ul>
18	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項11ページ目  11.審査及び審査結果の通知(1)審査  なお、審査においては次の事項を重視する。  11)採用されるLED防犯灯は、設置実績のある国内優良メーカーの製品であり、その規格、品質が信頼に足るものであり、これを客観的資料に基づき、具体的に確認できること。</p> <p>【質問】客観的資料に基づき、具体的に確認できる「これ」とは、どこからどこまでの部分を指しているのか？  (設置実績のある国内優良メーカーの製品であり、その規格、品質が信頼に足るものであることを指していますか？)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご認識の通りです。</li> </ul>

No.	質問内容	回答
19	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項11ページ目 11.審査及び審査結果の通知(1)審査 なお、審査においては次の事項を重視する。 12)本事業に係る財政支出(付帯サービス付きリース料総額)が少ないこと。</p> <p>【質問】財政支出が少ないことは審査の中の単なる一つの項目に過ぎないという理解でよいか？ (つまり、提案業者が5社いたとして、リース料総額が1番目に安い会社ではなく、リース料総額が2番目に安い会社が採用されることもあり得るとの理解でよいか?)</p>	<p>・本募集はプロポーザル方式となりますので、財政支出だけでなく、調査・施工や維持管理および保証等の企画・提案内容を総合的に勘案し評価致します。</p>
20	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項12ページ目 11.審査及び審査結果の通知(1)審査 なお、審査においては次の事項を重視する。 25)先行自治体で生じた諸課題について、その解決策に触れた提案であること。解決策の内容も具体性、妥当性があること。</p> <p>【質問】先行自治体と言いましても、規模や防犯灯の種類等が異なれば、課題というのは様々であると思いますが、何をもって課題と言うかは相当主観的な判断であると思いますが、羽生市様から、「例えば、〇〇市では、××という課題があり、同規模の本市においても同じような課題があるため、それに対して解決策を提示して欲しい」といった具体的なリクエストがないと、公平な評価に支障をきたすと考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>・先行事例の調査、課題抽出および対応方策（解決策）も含めご提案ください。</p>
21	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項12ページ目 11.審査及び審査結果の通知(2)審査の流れ 本事業提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。 ①応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。 ②審査の結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、リース契約に向けての優先交渉権者とする。</p> <p>【質問】配点は、11.審査及び審査結果の通知(1)審査に記載されている全部で26項目とプレゼンテーションに対して、それぞれ得点が付けられるという理解でよいか？また、何点満点で、それぞれの審査項目に対して、どのような配分がなされるのでしょうか？事前に得点配分が開示されないと、公平な審査に支障をきたすと考えますが、開示していただけますでしょうか。 また、得点を付け、審査を実施する選定者側のメンバーはどのようなお立場の方々でしょうか？</p>	<p>・審査項目については、提案募集要項に記載の26項目を重視しますが、その他の項目も含めて総合的に審査を行います。なお、審査項目毎の配点や選定委員について公開する予定はありません。</p>

No.	質問内容	回答
22	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項12ページ目  11. 審査及び審査結果の通知(3) 審査結果の通知  ①審査結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。  ②審査結果に対する異議を申し立てることはできない。  ③審査結果は、本市のホームページに掲載する。</p> <p>【質問】  得点配分がある場合には、応募者には得点が何点であるか？何社が参加して当該応募者の順位が何番か？等の詳細を明らかにしていただけるか？また、ホームページにおける公表時には、応募者全社の得点が明らかにされて、どういう理由で選定されたか？もしくは選定されなかったか？が、全くの第三者が見ても明らかである内容として、公表していただけるという理解でよいのか？</p>	<p>・詳細を公開する予定はありません。</p>
23	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項13ページ目  12. 提案書における提示条件  応募者は、以下の条件に基づき、本事業の提案書を作成する。  (2) 事業者の資金により省エネルギー改修を行い、毎年の付帯サービス付きリース料が本市の希望する金額以下であること。</p> <p>【質問】  希望する金額とは、具体的にはいくらでしょうか？  また、この調達に関わる羽生市様との契約は、羽生市様の10年間の債務負担行為ですか？</p>	<p>・本市の希望金額は、10年間で133,058千円(税込)以下となります。本事業に係わる事業者との契約は「付帯サービス付きリース契約」となり、本市は10年間の債務負担行為となります。</p>
24	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項15ページ目  表：予想されるリスクと責任分担  維持管理関連 維持管理費の上昇</p> <p>【質問】  計画変更以外の要因による維持管理費用の増大について、本市と事業者の両方に○が付いていますが、合理的な範囲で、維持管理費用が増大した場合には、契約金額の変更、もしくは別途、羽生市様への請求が出来るという理解でよいのか？</p>	<p>・計画変更以外の要因により維持管理費の増大を招くおそれが生じ、それが事業者の責によらない場合で、且つ提案募集要項に定めがない場合は、事業者と増額の要否について協議致します。</p>
25	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項15ページ目  表：予想されるリスクと責任分担  維持管理関連 不可抗力</p> <p>【質問】火災・天災・戦争などの不可抗力による本設備等の損傷について、本市と事業者の両方に△が付いていて別途協議との記載がありますが、3. 事業者の行う業務範囲(7)本設備の維持管理・保証(無償修繕等)③に記載されている通りの解釈でよいのか？  (つまり、不可抗力の場合には、「イ. 本市が費用負担する場合」として、「b. 地震・噴火による損害 c. 戦争・暴動・変乱による損害」と明記があると思いますので、この記載通りでよいのか?)</p>	<p>・ご認識の通りです。</p>

No.	質問内容	回答
26	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項16ページ目 14. 契約に関する事項（1）契約の手順 本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にはリース契約締結のための手続きを行う。優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合、優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、そのほかの理由により契約の締結が不可能となった場合は、次選交渉権者と詳細協議を行う。</p> <p>（2）契約の時期 平成27年9月下旬（予定）</p> <p>【質問】9月下旬というのは、優先交渉権者が契約する場合で、次選交渉権者が契約する場合には、間に合わないことが十分に想定されます。次選交渉権者が詳細協議に時間が掛かって、スケジュールが後ろ倒しになり、本設備のリース開始 平成28年1月1日（金）までに工事が完了出来ないことも想定されますが、そういった事情は十分考慮していただけるとの理解でよいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権者との協議が整わず、次選交渉権者と契約する場合で、合理的な理由によりリース開始予定日に間に合わない場合には、リース開始予定日の延期も含め契約者と協議致します。</li> </ul>
27	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項19ページ目 16. 配布資料（2）配布、供覧要領 次の要領で上記16.（1）①～③の資料は配布し、④の資料は供覧する。</p> <p>【質問】グループで参加の場合には、構成員の全てが配布や供覧してもらえるとの理解でよいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料は事業役割企業1社に配布します。</li> <li>・資料の供覧は事業役割以外の構成員も可と致します。</li> </ul>
28	<p>羽生市防犯灯LED化事業提案募集要項21ページ目 19. 工事計画（3）市内事業者への説明 別途本市が指定する市内事業者への説明会を現地調査完了後に行うこと。</p> <p>【質問】別途本市が指定する市内事業者とは何を意味していますか？応募者との関連性は何でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内において、主に防犯灯の維持管理業務に従事してきた市内業者や、自治会の推薦を受けた市内業者のことを指します。</li> <li>・応募者との関連性はありません。</li> </ul>
29	<p>別添 羽生市防犯灯LED化事業 提出書類様式 会社の記名・押印について</p> <p>【質問】埼玉県内の営業所ではなく、東京にある本社による記名・押印でもよいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の記名押印は、「会社名＋代表者名（又は権限移譲を受けた責任者名）＋公印」でお願い致します。</li> </ul>



No.	質問内容	回答
30	<p>別添 羽生市防犯灯LED化事業 提出書類様式 (様式第9号の1)(様式第9号の2)(様式第13号の1)(様式第13号の2) (様式第13号の4)(様式第14号の1)(様式第16号)(消費税込み)</p> <p>【質問】消費税は現行の税率である8%での計算でよいか?また、将来的に消費税率が上がった場合には、税込み金額はその分上がりますので、羽生市様にご負担されるという理解でよいか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率は8%として算出して下さい。</li> <li>・消費税率の変更に伴う増分は、リース料相当額を除く付帯サービス相当額を本市が負担致します。</li> </ul>
31	<p>別添 羽生市防犯灯LED化事業 提出書類様式 (様式第13号の3) 事業資金計画表 「金利は、東京時間10時にテレレート17143頁発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベースX年物(円-円)金利スワップレートをを用いた基準金利とし、・・・」</p> <p>【質問】弊社認識ですが、テレレートはロイターの独占配信のため、Web等でも見られないと思います。一方で、日本経済新聞のマーケット記事の欄には、円金利スワップレートの記載がありますので、本計画書作成日の日経新聞に記載されている円金利スワップレートの10年物を採用してよろしいでしょうか?マーケットの専門会社ではない弊社には、代用する手段がそれ以外に無いと思います。それで認められないのであれば、逆に、羽生市様より基準金利を指示いただけますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご質問の方法による基準金利設定も可と致します。なお、金利設定基準日についてはご提案下さい。</li> </ul>
32	<p>別添 羽生市防犯灯LED化事業 提出書類様式 (様式第18号) 本市経済波及効果 本事業の調査、物品調達、工事、維持管理における商流等を記載すること。</p> <p>【質問】グループで参加する場合に、構成員の範囲は元請までとして、(様式第3号)グループ構成表には、下請負事業者又は協力事業者までは記載しない場合であっても、市内事業者が商流に関わっている場合には、(様式第18号)本市経済波及効果に経済波及効果として記載してよいか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご認識の通りです。</li> </ul>

No.	質問内容	回答
33	別添 羽生市防犯灯LED化事業 提出書類様式 〇〇字以内で記載すること。（図表も記載可）  【質問】すでに見本の様式で記載されている文字数は制限文字数には含まないという理解でよいか？ また、図表に文字があってもカウント対象外か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見本の文字数は制限文字数には含まれません。</li> <li>・図表内の文字は制限文字数に含まれます。</li> </ul>
34	要項2ページ 3. 事業者の行う業務範囲 羽生市様既存の防犯灯台帳に準拠する資料にはどのようなものがありますでしょうか？ あります場合、開示いただくタイミングはどのあたりでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の消費電力や灯数などを記載したリストおよび防犯灯の配置図（自治会毎）となります。</li> <li>・開示のタイミング等については提案募集要項P19 16-(1),(2)をご参照下さい。</li> </ul>
35	要項3ページ 3. 事業者の行う業務範囲 (7) 2 羽生市様からの異動連絡及び異動件数は年間どの程度見込まれてるでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動連絡の主な内容としては、「新設」「撤去」「移設」になります。</li> <li>・正確な件数は想定できませんが、過去実績から推定すると年間70件程度になるものと思われます。</li> </ul>
36	P21 (2) 40Wを超えるものについては、別途と記載がありますが、今回の資金計画に含めるという場合は、見込み灯数をお示しください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40Wを超える灯具も今回の資金計画に含めます。既存防犯灯の消費電力別灯数内訳等から灯数を想定しご提案下さい。</li> </ul>
37	契約年数は10年とありますが、「債務負担行為」でしょうか。 それとも「長期継続契約」になりますでしょうか？ 「長期継続契約」の場合は、解約についての条項を入れる事は可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為となります。</li> </ul>
38	契約満了後に当方防犯灯設備を無償で譲渡する提案を考えております。 その際に設備の固定資産税はリースサービスに含まれますか？ （無償譲渡は設備の所有権を市に移転する為）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問No.3の回答をご参照下さい。</li> </ul>
39	プロポーザル参加申し込み後、もしくは優先交渉権を得た後に事業を遂行するのが困難になった場合、辞退が可能でしょうか？ またその場合において、指名停止などのペナルティはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的且つやむを得ない事情がある場合は辞退可能です。そのような場合は、次選交渉権者に交渉権が移るだけですので、指名停止などのペナルティはありません。</li> </ul>

No.	質問内容	回答
40	P2 3. (3) エ. その他 「見取図」という項目がございますが、防犯灯写真・遠景という理解をしておりました。 貴市の場合、「防犯灯写真・遠景」が別項目にありますので、「見取図」は、位置図という理解になりますでしょうか？	・ご認識の通りです。
41	P3 3. (5) ① 「劣化の著しい防犯灯専用柱を判定し、LED化工事の対象に劣化の著しい防犯灯専用柱の建替えを含めること。」とありますが、現地調査をしてみないと灯数は明確になりません。 本提案の算出用として、仮に500本と設定してもよろしいですか？	・概数を想定しご提案下さい。
42	P3 3. (5) ① 「劣化の著しい防犯灯専用柱を判定し、LED化工事の対象に劣化の著しい防犯灯専用柱の建替えを含めること。」の専用柱は、鋼管ポールへの建て替えという理解でよろしいですか？	・ご認識の通りです。
43	P3 3. (6) ② 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分について、撤去した設備に「根巻コンクリート」の記載がございます。 コンクリート柱の廃棄・リサイクルの見込み本数を仮に30本として算出してもよろしいですか？	・概数を想定しご提案下さい。
44	灯具の仕様の中に、10W以下のもの、20W以下のものの記載がありますが、配布資料にて交換が必要となる詳細な灯数と交換W数の明確な記載がありますか？	・既設防犯灯の消費電力別灯数内訳や交換対象灯数については、配布資料に記載致します。
45	プレゼンには、何人まで参加できますでしょうか？	・質問No.13の回答をご参照下さい。
46	プロジェクターで投影するプレゼン資料（提案書をよりわかりやすく説明するための資料）を作成し、投影してもよろしいですか？	・質問No.13の回答をご参照下さい。

No.	質問内容	回答
47	プレゼンでは、パソコン、プロジェクター、スクリーン等のご用意をいただけますでしょうか？	・質問No.13の回答をご参照下さい。
48	パソコンもご用意いただける場合、貴市のパソコンのスペックと、パワーポイントのバージョンを教えてください。	・質問No.13の回答をご参照下さい。
49	LED化後の電気料金の算出ですが、基本的には、平成27年5月現在の電力会社の電気料金（需要家金+電気料金）を基本とし、8%消費税での算出でよろしいでしょうか。	・消費税率は8%として算出して下さい。 ・電気料金は平成27年5月1日現在の単価にて算出して下さい。
50	もし、配布資料に明確なLED化前の電気代や維持管理費等が記載されていない場合は、ベースラインがばらばらな金額となるため、貴市予定利益等の比較が困難になると思われますので、金額をご提示ください。	・提案募集要項P19 16-(1)-②・③および質問No.49の回答をご参照下さい。
51	P21 18.(3) 「別途本市が指定する市内事業者への説明会を現地調査完了後に行うこと。」とありますが、貴市が指定される市内事業者の指定基準を教えてください。	・質問No.28の回答をご参照下さい。
52	P21 18.(3) 「別途本市が指定する市内事業者への説明会を現地調査完了後に行うこと。」とありますが、貴市が指定される市内事業者は何社ぐらいを予定されていますか？	・現段階では、本市が指定する市内事業者の数は決定しておりません。
53	P21 18.(3) 「別途本市が指定する市内事業者への説明会を現地調査完了後に行うこと。」とありますが、最優秀提案者に選定された後、貴市が指定する市内事業者を紹介くださるという意味でしょうか？	・ご認識の通りです。

No.	質問内容	回答
54	参加表明後に、事業を遂行するのが困難となり辞退した場合、指名停止等のペナルティはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書提出以前に辞退する場合には、様式第5号（提案辞退届）の提出が必要となります。当該様式の「提案辞退理由」欄に記載された理由が合理的かつやむを得ないと判断された場合はペナルティはありません。</li> <li>・ 優先交渉権者決定後の辞退については、質問No.39の回答をご参照下さい。</li> </ul>
55	P13 12.(9) 「毎年新設される防犯灯についても、リース対象機器同様、契約終了後まで維持管理し、防犯灯管理台帳システムへ登録すること。」とありますが、新設の見込み灯数をお示しください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問No.4の回答をご参照下さい。</li> </ul>
56	P13 12.(9) 「毎年新設される防犯灯についても、リース対象機器同様、契約終了後まで維持管理し、防犯灯管理台帳システムへ登録すること。」とありますが、「契約終了まで」の誤植ではないでしょうか？もし、誤植でない場合、「契約終了後まで」とはいつまでのことでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案募集要項P13 12-(9)の記載事項は以下の通り修正致します。 【修正後】 「毎年新設される防犯灯についても、リース対象機器同様、契約終了まで維持管理し、防犯灯管理台帳システムへ登録すること」</li> </ul>
57	P20 17.(3) 「外壁等に設置されている場合であっても、設置出来るもの。」という記載がありますが、見込み灯数をお示しください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階において、本市では外壁用の灯具の把握は出来ておりません。必要数を想定のうえご提案下さい。</li> </ul>
58	P21 (2) 「40Wを超えるものについては、別途」と記載がありますので、今回の資金計画にはいったん含めないという認識でよろしいですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問No.36の回答をご参照下さい。</li> </ul>
59	事業費及び電気料金の算定につきましては、平成29年4月より消費税が10%となるため、サービス開始から平成29年3月までを消費税8%、平成29年4月以降を消費税10%として算出するという認識でよろしいでしょうか。または、各社の提案内容の比較をし易くするため、消費税率は一律8%で計算した方がよろしいのか、ご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問No.49の回答をご参照下さい。</li> </ul>
60	募集要項P2 3. 事業者の行う業務範囲(1)現地調査について 市境の道路の隣接市側にありながら貴市方向を照らす等、貴市以外の住所に設置されている貴市管理の防犯灯はありますか。また、上記の該当防犯灯がある場合は、灯数・内容について把握されているデータをご提供いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階において、ご質問の防犯灯は本市では把握しておりません。</li> </ul>

No.	質問内容	回答
61	募集要項P2 3. 事業者の行う業務範囲(3)④防犯灯管理プレート等の設置。について 募集要項に「地区・電力会社の契約容量毎の区分及び管理番号を表記したプレート等」との記載がございますが、防犯灯管理プレートへ表記する項目や詳細の運用については優先交渉権者決定後、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	・管理プレートの表記項目・詳細運用に関する協議が、工期遵守や維持管理品質の向上に資すると客観的に判断できる場合は応じます。
62	募集要項P4 3. 事業者の行う業務範囲(9)リース契約終了後の本設備の所有権の帰属及びP13 12. 提案書における提示条件(10)について 契約終了後、LED防犯灯を貴市へ無償譲渡することから、契約期間中の本設備の固定資産税は不課税という認識でよろしいでしょうか。	・質問No.3の回答をご参照下さい。
63	募集要項P4 3. 事業者の行う業務範囲(10)その他②について 本事業開始後に新設する毎年のLED防犯灯新設予定数を、ご教示いただけますでしょうか。	・質問No.4の回答をご参照下さい。
64	募集要項P9~10 10. 全体スケジュール(予定)(3)参加表明書及び資格確認書類の提出について 《参加表明作成要領》才、の最新決算年度の納税証明書及び力、の最新決算年度の財務諸表を提出することとなっておりますが、最新決算年度の納税が完了していない場合は、前年度の納税証明書及び財務諸表を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	・ご認識の通りです。
65	募集要項P19 16. 配布資料(1)配布資料の内容①既設防犯灯の概要について 配布資料には、防犯灯の内訳(蛍光灯、既設LED灯それぞれの灯数及び消費電力)は含まれるでしょうか。	・質問No.44の回答をご参照下さい。
66	募集要項P20 17. LED防犯灯具仕様について 既設防犯灯の消費電力が40Wを超える防犯灯については、P21 19. 工事計画(2)工事方法の記載に則り、交換するLED防犯灯の仕様について、別途、貴市と協議のうえ決定するという認識でよろしいでしょうか。	・ご認識の通りです。